



発行 新潟県

第10号

令和6年2月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

告 示

- 102 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の廃止届（福祉保健総務課）
- 103 生活保護法及び中国残留邦人等支援法に基づく指定医療機関の辞退届（福祉保健総務課）
- 104 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 105 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 106 共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出（水産課）
- 107 保安林の指定予定（治山課）
- 108 県営土地改良事業変更計画の縦覧（農地計画課）
- 109 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 110 公共測量の終了通知（監理課）
- 111 基本測量の実施通知（監理課）

選挙管理委員会告示

- 9 政治団体の収支報告書の訂正報告（選挙管理委員会）

雑 報

- 一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

告 示

◎新潟県告示第102号

生活保護法施行規則（昭和25年厚生省令第21号）第14条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法施行規則第14条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

令和6年2月6日

新潟県知事 花 角 英 世

名 称	所 在 地	廃 止 年 月 日
はくちょう歯科	長岡市城内町1-611-1 長岡駅2F C o C o L o長岡メディカルヘルシーモール	令和5年12月19日
岩本歯科医院	上越市川原町6-21	令和5年12月31日
くまくら歯科医院	新発田市大栄町2-2-20	令和5年11月1日
新発田駅前 ひらた内科クリニック	新発田市諏訪町1丁目2番11号イクネスしばたMINTO館2階	令和5年12月31日

すまいる薬局	五泉市太田976-1	令和5年12月31日
--------	------------	------------

◎新潟県告示第103号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第51条第1項及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第51条第1項の規定により、指定医療機関から次のとおり辞退の届出があった。

令和6年2月6日

新潟県知事 花角英世

名称	所在地	辞退年月日
燕こころのクリニック	燕市杣木814	令和5年10月30日

◎新潟県告示第104号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

令和6年2月6日

新潟県知事 花角英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
すとく・おれんじクリニック	長岡市坂之上町二丁目3番地20	精神通院医療	令和6年2月1日

◎新潟県告示第105号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

令和6年2月6日

新潟県知事 花角英世

名称	所在地	担当する医療の種類	指定年月日
ウエルシア薬局見附上新田店	見附市上新田町819	精神通院医療	令和6年2月1日
ウエルシア薬局長岡稲葉町店	長岡市稲葉町766番地4	精神通院医療	令和6年2月1日

◎新潟県告示第106号

漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第5項において準用する第105条の2第3項の規定による次の特定第2号漁業者の共済契約締結の申込み又は規約設定についての同意成立の届出は、同法第108条第2項に規定する要件に適合すると認めた。

令和6年2月6日

新潟県知事 花角英世

- 1 区域
上越漁業協同組合の地区のうち旧筒石漁業協同組合の区域
- 2 区分
法第104条第2号に掲げる漁業
- 3 届出年月日
令和5年12月27日

◎新潟県告示第107号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のとおり保安林の指定をする予定である。

令和6年2月6日

新潟県知事 花角 英世

1 保安林予定森林の所在場所

新潟県上越市安塚区高沢字齋木田1868、1868の子、1869、1870、1871の1から1871の3まで、1872から1875まで、1875の子、1876、1877、1879、1882、1883、字小切山2060、2062の1、2062の2、2062の丑、2062の寅、2067の1から2067の3まで、2068

2 指定の目的

土砂の崩壊の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び上越市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎新潟県告示第108号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第16項の規定により、魚沼市の一部を受益地域とする県営干溝地区区画整理（経営体育成基盤整備「農地中間管理機構関連型」）事業計画の変更をしたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和6年2月6日

新潟県知事 花角 英世

1 縦覧に供する書類の名称

県営土地改良事業変更計画書の写し

2 縦覧に供する期間

令和6年2月7日から令和6年3月7日まで

3 縦覧に供する場所

魚沼市役所

4 その他

(1) 審査請求について

この土地改良事業計画の策定について不服がある場合は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内（以下「不服申立期間」という。）に、知事に対して審査請求をすることができる。

なお、正当な理由があるときは、不服申立期間を経過した後であっても審査請求をすることが認められる場合がある。

(2) 土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えについて

ア この土地改良事業計画の策定については、上記(1)の審査請求のほか、この土地改良事業計画の策定を知った日（告示日）の翌日から起算して6か月以内に、新潟県を被告として（訴訟において新潟県を代表する者は知事となる。）、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができる。

イ また、上記(1)の審査請求をした場合には、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えは、その審査請求に対する判決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができる。

ウ ただし、上記イの期間が経過する前に、その審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することができなくなる。

なお、正当な理由があるときは、上記ア（審査請求をした場合にはイ）の期間や審査請求に対する判決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても土地改良事業計画の策定に対する取消しの訴えを提起することが認められる場合がある。

◎新潟県告示第109号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条の4第1項の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和6年2月6日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
宇山	農用地保全施設整備（ため池等整備「地震対策ため池防災」）事業	上越市	令和5年12月21日

◎新潟県告示第110号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、新潟県十日町地域振興局長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年2月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 公共測量（経営体育成基盤整備事業十日町市山谷稲葉地区用地測量）
- 2 作業期間 令和5年11月22日から令和6年1月19日まで
- 3 作業地域 十日町市中条地内

◎新潟県告示第111号

測量法（昭和24年法律第188号）第14条第1項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和6年2月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量（三角点改測、高度地域基準点測量）
- 2 作業期間 令和6年2月1日から令和7年3月31日まで
- 3 作業地域 長岡市、柏崎市、小千谷市、十日町市、糸魚川市、妙高市、上越市、佐渡市、南魚沼市、三島郡出雲崎町、魚沼郡湯沢町、中魚沼郡津南町、刈羽郡刈羽村

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第9号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第12条第1項の規定による政治団体の収支報告書について、訂正の報告があったので、令和5年11月28日付け新潟県選挙管理委員会告示第108号の一部を次のとおり改める。

令和6年2月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

訂正報告年月日 令和6年1月24日

政治団体の名称 自由民主党新潟県参議院選挙区第一支部

（報告年月日 令和5年5月31日）中

項 目	訂 正 後	訂 正 前
1 収入総額	36,913,000	36,363,000
本年收入額	36,913,000	36,363,000
2 支出総額	31,521,340	31,066,810
3 本年收入の内訳		
寄附	2,400,000	2,100,000
政治団体分	2,400,000	2,100,000
本部又は支部から供与された交付金に係る収入	34,050,000	33,800,000
自由民主党本部	23,750,000	23,500,000

4 支出の内訳 政治活動費 組織活動費	16,176,773 4,425,986	15,722,243 3,971,456
5 寄附の内訳 〔政治団体分〕 日本医師連盟	300,000 東京都文京区	

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立看護大学会計規則第17条第1項の規定により、統計解析ソフト（SPSS）ネットワークライセンスの調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和6年2月6日

公立大学法人新潟県立看護大学 理事長 神田 清子

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称及び数量

公立大学法人新潟県立看護大学 統計解析ソフト（SPSS）ネットワークライセンスの調達 一式

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書による。

(3) 納入期限

令和6年3月29日（金）

(4) 納入場所

公立大学法人新潟県立看護大学（新潟県上越市新南町240番地）

2 入札説明書の交付等

(1) 交付場所

新潟県立看護大学総務課庶務係（新潟県上越市新南町240番地）

なお、上記の場所で交付するほか、新潟県立看護大学ホームページでも公開する。

(2) 問い合わせ方法

入札説明書による。

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和6年2月20日（火） 午前10時

(2) 場所 新潟県上越市新南町240番地

公立大学法人新潟県立看護大学 1階 第1会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立看護大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

(4) 過去、本学にソフトウェアライセンス又はクラウドサービスの納入実績のある者、若しくは公立大学法人、国立大学法人、他の地方公共団体又は国との間に、本入札と同等以上のソフトウェアライセンス又はクラウドサービスの納入を、本入札より5年以内に2件以上、誠実に履行を完了した実績を有していること。

(5) 新潟県暴力団排除条例（平成23年新潟県条例第23号）第6条に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

(6) 後記5に定めるところにより、競争入札参加申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立看護大学理事長から確認を受けている者であること。

5 競争入札参加申請書等の提出

本件入札に参加することを希望する者は、入札説明書に定めるところにより競争入札参加申請書等を提出し、

公立大学法人新潟県立看護大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

この場合において、入札説明書に定めるところに従わなかった者及び本件入札に参加する資格があると認められなかった者は、入札に参加することができない。

(1) 競争入札参加申請書等の提出

- ア 提出期限 令和6年2月15日(木) 午後5時15分まで
- イ 提出場所 新潟県上越市新南町240番地 公立大学法人新潟県立看護大学総務課庶務係
- ウ 提出方法 本人(法人にあっては代表権限を有する者。以下同じ。)若しくは代理人の持参又は郵送とする。(郵送の場合は、書留に限る。)

(2) 参加資格の確認結果の通知

本件入札に係る参加資格の確認結果については、上記書類提出者に対して令和6年2月19日(月)午後5時までにそれぞれ書面で通知する。

6 入札手続等

(1) 入札の方法

入札は、次のいずれかの方法によること。

- ア 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。
- イ 本人が作成した入札書を封書の上、3(2)に定める場所をあて先とした配達証明付きの書留郵便(封筒を二重とし、外封筒に「入札書在中」の朱書きをし、中封筒に1(1)の調達案件の名称及び3(1)に定める入札執行日時を記載したものに限り。)をもって、3(1)に定める入札執行日の前日の午後5時15分までに到着するよう郵送すること。

(2) 入札書の名義人

本人(入札書を入札執行時に持参する場合は、本人又は代理人)に限る。

(3) 入札書の記載

- ア 使用する言語及び通貨は、日本語(名義に関する部分を除く。)及び日本国通貨とする。
- イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(4) 落札者の決定

入札に参加した者のうち、予定価格の制限の範囲内の価格のうち最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他は、入札説明書による。

7 入札の無効

次に掲げる入札のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

8 入札保証金

免除する

9 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号及び第3号に該当する場合は、免除する。なお、複数の方法による保証は認めない。

10 その他

(1) 競争入札参加申請書等の取扱い

- ア 競争入札参加申請書等の作成に要する費用は、申請者の負担とする。
- イ 提出された競争入札参加申請書等は、申請者に無断で使用しない。
- ウ 提出された競争入札参加申請書等は、返還しない。

(2) その他

ア 契約の手続において使用する言語及び通貨は日本語(契約当事者に関する記載部分を除く。)及び日本国通貨とする。

- イ 本件に関し、苦情申立てがあったときは契約を停止し、又は解除することがある。
- ウ その他詳細は、入札説明書による。
- エ 契約の締結に際しては、「暴力団等の排除に関する誓約書」を提出しなければならない。(提出がない時は契約を締結しない場合がある。)
- オ この公告及び入札説明書に定めるもののほか、本件の入札及び契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立看護大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。